

ご加入にあたってのご注意

本保険につきましては、一定期間の事故の発生状況等を勘案して、今後の保険料・保険金額等の見直しをさせていただくことがございます。

東京福祉企画は、保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、引受契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、東京福祉企画との間で締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この保険は、以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行いません。各引受保険会社は契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受割合については、東社協にてご確認ください。

<引受保険会社>

(幹事保険会社)東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)公務第一部東京公務課 03-3515-4126
三井住友海上火災保険株式会社

—ご加入にあたってのご注意—

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

<告知義務>

(共通)

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)

(総合生活保険(傷害補償)、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険)

①告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務)等 この保険の告知事項は、以下の事項となります。(詳細は加入依頼書をご確認ください。)

●被保険者の人数(従事者向け傷害保険、従事者向け傷害 + 感染症補償保険、サービス利用者傷害見舞金補償保険ⅡタイプCコース、施設・サービス利用者向け傷害保険)

●他の保険契約等(*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

(*)「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)についても併せてご確認くださいませようお願いいたします。

②継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2025年10月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

③ご契約内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。

④死亡保険金は法定相続人にお支払いします。

特定の方を指定する場合には、必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意を得てください。また、同意のないままにご加入された場合には保険契約が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

<通知義務等>

(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、医師賠償責任保険)

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(介護サービス事業者賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険)

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

(動産総合保険)

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(身元信用保険)

ご加入後に加入依頼書の「全従事者数」に1割を超える変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

(総合生活保険(傷害補償)、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険)

ご加入後のご注意

- ①ご加入内容の確認・保管・加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。
- ②通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または弊社に連絡していただく義務)
加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払する保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の通知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)
 - 被保険者の人数(従事者向け傷害保険、従事者向け傷害 + 感染症補償保険、サービス利用者傷害見舞金補償保険ⅡタイプCコース、施設・サービス利用者向け傷害保険)
- ③ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、総合生活保険(傷害補償)、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険を除き次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

ただし、①Ⅱ、Ⅲタイプご加入時の施設賠償責任保険において、施設利用者の行為に起因して損害が発生した場合は、損害の額が、他の保険契約等により支払うべき保険金の額とその免責金額との合算額を超過した場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。

<加入者証>

ご加入後1ヶ月を経過しても加入者証が届かなかった場合は、団体窓口もしくは取扱代理店にご照会ください。

<示談代行サービスは行ないません>

賠償責任保険(身元信用保険については賠償責任に基づく損害の場合)について、引受保険会社が被害者の方との示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はございません。従いまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、施設等の被保険者ご自身が被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、予めご承知置ください。なお、保険会社の同意を得ないで、示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

<事故の通知>

事故が発生した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況等を遅滞なく(送迎中自動車傷害保険、学校契約団体傷害保険、レジャー・サービス施設費用保険は30日以内、総合生活保険は直ちに)取扱代理店または引受保険会社(幹事)にご通知ください。詳しくはP46(介護施設向け)、P47・48(社会福祉損害保険)、P49(社会福祉損害保険<児童福祉>)をご覧ください。

<団体契約について>

この保険契約は、東京都社会福祉協議会を保険契約者、東京都社会福祉協議会会員および関連団体等を被保険者とする介護サービス事業者賠償責任保険、施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、医師賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、総合生活保険(傷害補償)、就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)、特定感染症危険補償特約・就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)、管理下中のみの傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険、動産総合保険、身元信用保険からなる団体契約です。保険証券を請求する権利・保険契約を解約する権利等は、原則として東京都社会福祉協議会が有します。なお、本保険契約につき、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社(幹事)におたずねください。

このパンフレットは、社会福祉施設の業務に関する複数の保険を組み合わせたもの(介護サービス事業者賠償責任保険、施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、医師賠償責任保険、総合生活保険(傷害補償)、就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)、特定感染症危険補償特約・就業中のみの危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)、管理下中のみの傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯総合生活保険(傷害補償)、交通乗用具搭乗中の傷害危険担保契約、学校契約団体傷害保険、約定履行費用保険、レジャー・サービス施設費用保険、動産総合保険、身元信用保険)の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、本保険の契約者である東京都社会福祉協議会にお渡ししている保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社(幹事)までおたずねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

介護サービス事業者賠償責任保険、施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、医師賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、約定履行費用保険、動産総合保険および身元信用保険に関しては、重要事項説明書記載の以下も併せてご確認ください。

「一般社団法人 日本損害保険協会そんぽ ADR センター(指定紛争解決機関)」

「IV-1<個人情報取扱いに関するご案内>」

「IV-2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について」

動産総合保険および身元信用保険に関しては、以下の記載をご確認ください。

＜補償の重複に関するご注意＞

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額・保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

＜引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

＜保険料についての注意点＞

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。

保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害（*）に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

（*）人格権侵害事故および経済的事故については、「弊社が保険料を領収する前になされた損害賠償請求による損害」とします。

＜解約と解約返れい金＞

ご契約の解約（ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること）については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。